

# 業 務 委 託 仕 様 書

1. 業 務 名 小中義務教育学校施設特定建築物定期調査報告業務委託
2. 業 務 場 所 かすみがうら市立小中義務教育学校
3. 業 務 期 限 契約日の翌日から令和6年12月20日まで
4. 目 的 本業務は、建築基準法第12条によって定められる定期報告調査であり、不特定多数の者が利用する特定建築物の安全性を確保するため、建築物の敷地・構造及び建築設備の維持保全の状況を3年ごとに特定行政庁へ報告する業務である。

5. 報告建物 下表のとおり

学校名	建物	構造	階	台帳面積 (㎡)	壁面打診面積
霞ヶ浦南小学校	校舎	RC	3	4,174	該当なし
霞ヶ浦北小学校	校舎	RC	3	4,101	該当なし
下稲吉小学校	校舎	RC・S	2・3	5,692	該当なし
下稲吉東小学校	校舎	RC	3	4,967	約80㎡
霞ヶ浦中学校	校舎	RC	3	4,994	該当なし
下稲吉中学校	校舎	RC	4	6,139	約200㎡
千代田義務教育学校	校舎	RC	3	7,587	R3年度改修済
	体育館	RC	3	2,115	該当なし

6. 業 務 内 容
  - (1) 現地調査及び法令・条例等の検討
  - (2) 必ず有資格者が点検を実施すること（※一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員）
  - (3) 報告書、調査表等の作成すること。
  - (4) 行政庁への報告書提出及び説明・指摘事項対応すること。
  - (5) 外壁タイル面等については、全面打診または赤外線調査等を行うこと。
  - (6) 調査時期については、夏期休暇期間 (R6. 7. 20～R6. 8. 31) に実施すること
  - (7) その他監督員が指示したもの
7. 調査の進め方
  - (1) 調査に当たっては、現地を十分調査し、先の定期報告書を加味し検討すること。
  - (2) 調査は、建築基準法及びその他関係法令法等に基づき行うこと。
  - (3) 調査は、一級建築士又は二級建築士及び特定建築物調査員が行うこと。
  - (4) 市から貸与された参考資料については、業務完了後に返還すること。
  - (5) その他疑義が生じた場合は、速やかに市担当者との協議すること。

8. 提出書類 下表のとおり（下記書類をA4ファイルに取りまとめ、2部提出）  
※電子データでも提出をすること

定期調査報告書建築物	定期調査報告書（統一様式）
	定期調査報告概要書（統一様式）
	調査結果表及び結果図（統一様式）
	関係写真（統一様式）
	建築設備の調査結果表（県指定様式）
付近見取り図	付近見取り図、配置図、平面図、委任状
その他	監督員が指示したもの